

令和2年3月30日
外郭団体に関する特別委員会

委員会資料(追加資料)

案 件	資料番号
報 告 関係役員等の懲罰処分について	1

関係役員等の懲罰処分一覧

● 神戸市退職派遣（役職員）

該当項目：①不正な交際費 ②給与・賞与の不正支給 ③無断離職 ④駅売上金の紛失 ⑤特別貸付
対象者：既に労働組合の飲食費を負担することが行われていたことを示す資料が残る平成12年度以降に、在籍・関与した役職員

【役員】

役職	人数	該当	事由	責任量定 (相当)	理由
元常務	1名	②③④⑤	非行の黙認 不適切な事務処理	免職	給与等の上積みを認識 労組委員長の無断離職を認識 廻り離職承認 駅売上金の紛失対応に瑕疵 特別貸付を決裁

役職	人数	該当	事由	責任量定 (相当)	理由
元社長	1名	②⑤	非行の黙認 不適切な事務処理	停職	給与等の上積み支給を認識 特別貸付を決裁
元社長	1名	②⑤	非行の黙認 指導監督不適正	停職	給与等の上積み支給を認識、部下相談に 応えず 特別貸付を認識していたと思われる
元社長	1名	④⑤	指導監督不適正 不適切な事務処理 非行の黙認	停職	駅売上金の紛失対応に瑕疵 特別貸付を決裁
元社長	1名	③	非行の黙認 不適切な事務処理	停職	労組委員長の無断離職を認識 廻り離職承認
元常務	1名	②③⑤	非行の黙認	停職	給与等の上積みを認識（覚書を現認） 労組委員長の無断離職を認識 特別貸付の利率変更を決裁
元常務	1名	②③⑤	非行の黙認 不適切な事務処理	停職	給与等の上積みを認識 労組委員長の無断離職を認識 廻り離職承認 特別貸付について認識
元常務	1名	①②	非行の隠蔽 不適切な事務処理	停職	組合飲食費を交際費から給与等の上 積みへ切換え

役職	人数	該当	事由	責任量定 (相当)	理由
元社長	2名	③⑤	非行の黙認 指導監督不適正	減給	労組委員長の無断離職を認識 特別貸付について認識していたと 思われる
元副社長	1名	①②	非行の黙認	減給	決算書記載の多額の交際費を認識 給与等の上積み支給を認識

役職	人数	該当	事由	責任量定(相当)	理由
元専務	1名	①②	非行の黙認 指導監督不適正	減給	決算書記載の多額の交際費を認識 給与等の上積み支給を認識
元常務	1名	①	非行の黙認 指導監督不適正	減給	決算書記載の多額の交際費を認識 組合飲食費を接遇処理で決裁
元常務	1名	②⑤	非行の黙認	減給	給与等の上積み等を認識 特別貸付について認識
元取締役	1名	④	指導監督不適正	減給	販売上金の紛失対応に瑕疵
元取締役	1名	③	非行の黙認	減給	労組委員長の無断離職を認識

役職	人数	該当	事由	責任量定(相当)	理由
元監査役	2名	①	非行の黙認	戒告	決算書記載の多額の交際費を認識
元監査役	6名	⑤	指導監督不適正	戒告	特別貸付を始め一連の不正に気付かず

※役員については神戸市の懲戒処分の指針に基づく。

【課長以下】

役職	人数	該当	事由	責任量定(相当)	理由
元課長級	1名	②	就業規則 第96条 第1項第2・10号	諭旨解雇	給与等の上積みを認識 覚書を締結(決裁なし)

役職	人数	該当	事由	責任量定(相当)	理由
元課長級	1名	②⑤	就業規則 第96条 第1項第2・10号	降職	組合飲食費を交際費から給与等の上積みへ切换え 特別貸付を決裁

役職	人数	該当	事由	責任量定(相当)	理由
元課長級	1名	②⑤	就業規則 第96条 第1項第2・10号	出勤停止	給与等の上積みを認識 特別貸付を決裁
元課長級	1名	②	就業規則 第96条 第1項第10号	出勤停止	給与等の上積みを認識

役職	人数	該当	事由	責任量定(相当)	理由
元課長級	1名	②	就業規則 第95条 第1号	減給	給与等の上積みを認識

役職	人数	該当	事由	責任量定 (相当)	理由
元課長級	1名	①	就業規則 第95条 第1・6号	譴責	決算書記載の多額の交際費を認識 組合飲食費を接遇処理で決裁
元係長級	1名	①②	就業規則 第95条 第1・6号	譴責	決算書記載の多額の交際費を認識 組合飲食費を接遇処理で決裁 組合飲食費を交際費から給与等の上 積みへ切换え
元係長級	1名	②⑤	就業規則 第95条 第1・6号	譴責	給与等の上積みを認識 特別貸付を決裁

※課長級以下の職員については当社の就業規則に基づく。

● 神戸新交通株式会社社員

該当項目：①不正な交際費 ②給与・賞与の不正支給 ③特別貸付 ④駅売上金の紛失

対象者：各該当項目に関係する現社員および現組合関係者

役職	人数	該当	事由	処分量定	理由
佃 剛 (係長級)	1名	①②③	就業規則 第96条 第1項第2・3・12号	懲戒解雇	①不正な交際費 ②給与等の上積み ③特別貸付 における当事者 ※組合口座振替の際に会社名義を無断使用
松田 浩之 (運輸課係員)	1名	④	就業規則 第96条 第1項第1・2・3・7・9・10・12号	懲戒解雇	駅売上金の紛失に関する窃盗

役職	人数	該当	事由	処分量定	理由
課長級	1名	②③	就業規則 第96条 第1項第2・10・12号	降職	給与等の上積みを認識 他組合役員へ給与等の上積みを割り振り 特別貸付の利率変更を決裁
課長級	1名	①②③	就業規則 第96条 第1項第2・10・12号	降職	タクシーチケットを組合へ不正に授与 給与等の上積みを認識 覚書の締結 特別貸付を決裁

役職	人数	該当	事由	処分量定	理由
係長級	1名	②	就業規則 第96条 第1項第2号	出勤停止	給与等の上積みにおける受給者

役職	人数	該当	事由	処分量定	理由
部長級	1名	②	就業規則 第95条 第1号	減給	給与等の上積みを認識
課長級	1名	④	就業規則 第95条 第1号	減給	駅売上金の紛失に対する管理監督責任
課長代理	1名	①②	就業規則 第95条 第1号	減給	タクシーチケットを組合へ不正に授与 給与等の上積みを認識 他組合役員へ給与等の上積みを割り振り
課長代理	1名	②③	就業規則 第95条 第1号	減給	給与等の上積みを認識 特別貸付の利率変更を決裁
課長代理	1名	②	就業規則 第95条 第1号	減給	給与等の上積みにおける受給者
係長級	2名	②	就業規則 第95条 第1号	減給	給与等の上積みにおける受給者

役職	人数	該当	事由	処分量定	理由
課長級	1名	①	就業規則 第95条 第1号	譴責	タクシーチケットの組合使用分の不適正な事務処理
課長代理	1名	④	就業規則 第95条 第1号	譴責	駅売上金の紛失に対する管理監督責任
係長級	1名	④	就業規則 第95条 第1号	譴責	駅売上金の紛失に対する管理監督責任
係長級	1名	②	就業規則 第95条 第1号	譴責	給与等の上積みにおける受給者

(参考) 神戸新交通株式会社 就業規則 (抜粋)

【処分の種類】

・就業規則第94条

(1) 譴責 (2) 減給 (3) 出勤停止 (4) 降職 (5) 諭旨解雇 (6) 懲戒解雇

【処分事由】

・就業規則第95条 (譴責又は減給に処する場合)

- ① 自らの職務を規制する法令、会社の諸規則、命令、通達等に違反したとき、内部通報規程に定める報復行為を行ったとき。
- ② 無届又は正当な理由なく遅刻、早退、欠勤したとき。
- ③ 濫りに他の者の受持場所に立ち入り、又は自己の受持場所を離れたとき。
- ④ 酒気を帯びて就業したとき。
- ⑤ 私物を製作、修理、加工し又は他人にこれをさせたとき。
- ⑥ その他前各号に準ずる行為のあったとき。

・就業規則第96条第1項 (出勤停止、降職、諭旨解雇及び懲戒解雇に処する場合)

- ① 会社の信用を傷つけ、機密又は公表していない文書、事項を漏らす等によって、会社の不利益を生ぜしめたとき。
- ② 不正な行為をし、社員としての品位を傷つけたとき。
- ③ 職務又は権限を利用して、自己の利益を図ったとき。
- ④ 会社内において政治活動を行ったとき。
- ⑤ 許可なく会社内で集会演説、各種印刷物の配布その他これに類する行為をしたとき。
- ⑥ 会社の承認を受けないで、在籍のまま他に雇い入れられたとき。
- ⑦ 盗取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為のあったとき。
- ⑧ 雇入れの際の採用条件の要素となるような経歴を詐称したとき。
- ⑨ 許可なく会社の金品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき。
- ⑩ 職務上の義務に違背し、又は職務を怠るなど不都合な行為があったとき。
- ⑪ 出勤不良のため注意を受けても、なお改めないとき。
- ⑫ 前条各号の一に該当しその情の重いとき。
- ⑬ その他前各号に準ずる行為のあったとき。